

昭和29・7・7—女子人口の過剰と結婚問題	本多技官
昭和29・7・14—結婚解消の統計的観察	岡崎技官
昭和29・7・28—アメリカにおける人口の地域的研究	上田技官
昭和29・8・11—家族計画について	島村技官
昭和29・8・18—戦後農村人口移動の地域的性格について	林技官
昭和29・9・22—(1)昭和28年度人口学的総合調査結果報告	本多技官
(2)工場労働者と農民の生活態度について	小林技官
昭和29・9・29—(1)農村学童体位の階層差について	青木技官
(2)八幡製鉄所従業員の職業移動調査結果報告	本多技官
昭和29・10・6—産児観測10年の推移	篠崎技官
昭和29・10・25, 27, 29—世界人口会議について	館技官
昭和30・1・19—受胎調節論の本質に関する一議論	島村技官
昭和30・2・23—北米における一移民集団の記録的高出生について	小林技官
昭和39・3・9—島の人口の研究(青ヶ島の人口増加)	館・浜技官
昭和30・3・16—(1)青ヶ島の人口資質に関する調査	篠崎・萩野・青木技官
(2)青ヶ島の世帯構成	小林技官

### 研究資料の刊行

先々号所載以降の刊行研究資料は次のとおり。

- 研究資料第91号(昭28・11・20) ジェロントロジーに関する文献目録
- 第92号(昭29・2・10) 最近の人口に関する統計資料(増補第7版)
- 第93号(昭29・2・20) 社会階級別育児費調査報告
- 第94号(昭29・2・20) 一近郊農村における過剰労働力の存在形態(千葉県東葛飾郡富勢村就業状況調査報告)
- 第95号(昭29・3・10) 戦後農村人口移動の地域的性格に関する一考察
- 第96号(昭29・3・29) 府県間人口移動の概観(昭和5年国勢調査出生地別人口の分布)
- 第97号(昭29・6・1) 混血及移民による日本民族体位の影響について
- 第98号(昭29・7・20) 第7回簡速静止人口表(生命表)
- 第99号(昭29・10・1) 転換期的諸困難に直面する戦後日本の人口問題
- 第100号(昭30・1・20) 青ヶ島調査の概報

### 財団法人人口問題研究会人口対策委員会の 家族計画の普及に関する決議

財団法人人口問題研究会人口対策委員会では昭和29年7月22日かねて第2特別委員会(人口の量的質的調整に関する特別委員会)で決議された「人口対策としての家族計画の普及に関する決議」を採択し之を発表した。決議内容は以下のとおり。(決議説明資料を省略)

#### 人口対策としての家族計画の普及に関する決議(昭和29・7・22)

わが国過剰人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にある。人口増加の調整はかかつて出生調整と海外移住とにある。

海外移住はただ人口政策の見地ばかりかではなく種々の重要な意義をもつことはいうまでもないが、この特別委員会においては、この問題については、別途にこれを審議することとする。

出生調整の基礎は、家族の生活水準及び健康の保持向上を目的として、各夫婦が自由かつ自主的に、子

女の数及び出生間隔を合理的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある。家族計画の手段は、受胎調節によるべきであつて、堕胎、人工妊娠中絶及び人工不妊の乱用を極力防止しなければならない。

ここにかんがみ、政府は、すみやかに、総合的人口対策の一環として、家族計画実践の普及を推進徹底せしめる強力適切な方策を確立実施することが必要である。

現行優生保護法は母性保護の見地から、一方、人工妊娠中絶に関する規定を設けるとともに、他方受胎調節の指導及び普及に関して規定を設けている。また、現在政府は、「人工妊娠中絶は母体に及ぼす影響において考慮すべき点があるので、かかる影響を排除するため受胎調節の普及を行う必要がある」として、母性保護の見地から受胎調節普及政策をとっている。これ等母性保護の見地からする受胎調節普及政策は、その歴史的意義を認めんにやぶさかではないが、人口対策の見地よりみれば遺憾な点が少くないし、またその効果にも自ら限界があるものと思われる。これ等の諸政策は、総合的な人口対策の一環として統合されはじめて遺憾なきを期し得るものと考える。

以上の方針に基き、人口対策の一として家族計画の普及を促進する対策を探るに当り、特に留意すべき事項は概ね以下のとくである。

1. 家族計画を普及する政策は、人口対策としてのその目的を明らかにし、家族計画の理念の普及徹底をはかり、単なる受胎調節技術の指導に終始してはならない。がんらい家族計画の理念は近代的合理主義に基く生活態度であるから、それは人口対策を目標とする生活指導であるべきである。

2. 家族計画の普及は勢のともむくままにこれを放任すれば、とかく真にこれを必要とする階層に容易に普及しない傾があるから、特にこのような階層に普及するよう指導上留意するとともに受胎調節手段の無償または廉価配布の実現に努力する必要がある。

殊に生活保護法の適用を受ける家族に対しては、受胎調節手段の無償配布を行い、また、国民健康保険その他の社会保険の給付として、受胎調節手段を配布し得るよう措置することが望ましい。

3. 一般に、都布に比べて農村においては家族計画の普及が一そう困難であるから、特に農村における家族計画の普及を促進することに努める必要がある。

4. 都市において、地域的集団的指導が必要であるこというまでもないが、特に工場、鉱山等における職域的集団指導に努める必要がある。

5. 受胎調節普及の現状にかんがみ、特に妻の年齢30歳未満の夫婦について家族計画の普及を促進することに努めることが必要である。さらに、結婚の時からこれを指導する方針をとるべきである。

6. 保健所、優生保護相談所、その他一切の指導機関並びに指導者の養成訓練の拡充強化をはかるとともに、特に民間指導機関の積極的協力を促し、現在の指導組織上の摩擦や制限を調整し、家族計画指導普及組織強化拡充に努める必要がある。

7. わが国の家庭生活の特色並びに社会の各階層における家庭生活の実態に適応した受胎調節技術に関し不断の調査研究を必要とする。

8. 家族計画普及の実態に関し不断の調査研究を行いその普及指導策の指針としなければならない。

9. 性に関する正しき知識の普及指導をはかるとともに健全な結婚及び性に関する道徳の高揚に努めなければならない。

10. 家族計画の本質にかんがみ、それが普及の客観的条件の成熟に留意しなければならない。すなわち、国民経済の高度化を推進し、国民の生活水準の向上をはかり、文化生活に対する欲望が高揚されなければならぬ。

11. 生産年齢人口激増必至の現下のわが国においては、家族計画の普及が家計費の膨脹を緩和し、生産年齢人口激増期における重要な対策の一であることを軽視してはならない。

12. 家族計画の普及による出生率の減退が死亡率の改善と相まって、人口の老年化傾向を促進することはこれを認めなければならない。人口の老年化によつて生じる諸問題に対しては別途適切なる人口対策を

考慮すべきである。また、人口老年化に関する諸方策が家族計画の普及を促進する条件の一であることを見逃してはならない。

13. 家族計画普及をはかる諸対策に優生学的考慮を浸透せしめるとともに、人口資質の積極的向上をはからなければならない。人口の資質向上に関する諸方策については、別に、この特別委員会において検討する予定である。

以上

### 人口問題審議会の人口の量的調整に関する決議

人口問題審議会では昭和29年8月24日かねて同会第2部会において決議した『人口の量的調整に関する決議』を採択し之を発表した。決議内容は以下のとおり。

#### 人口の量的調整に関する決議（昭和29・8・24）

##### 前文

戦前すでに人口過剰に苦しんだわが国は敗戦後、人口の激増を來し、人口と資源の不均衡はますます激化するに至つた。これをこのままに放任すれば、経済自立の困難はもとより、生活不安の累加、社会秩序の混乱を來し、ひいては国際平和推進の妨げとなるおそれなしとしない。

ここにかんがみ、本部会においては、人口の量的調整が現下喫緊の要務であると認め、その方策として、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に關し以下の如く決議する。人口の量的調整方策については、海外移住を考慮することが必要であることまでもないが、海外移住は人口の量的調整以外に重要な意義をもつものであつて、別途、第一部会における審議にまつこととする。

また、家族計画の普及を促進する政策をとるに當り、質的考慮を等閑に附してはならないが、人口の質的向上方策一般については、別途、本部会において審議することとする。

##### 主文

わが国当前の重大な人口問題を解決するためには、人口扶養力の増大を図る政策が必要であるこというまでもないが、人口の重圧がかえつて資本の蓄積、産業の合理化を阻害している現状にかんがみれば、この際、政府は人口の増加を抑制する政策を探ることが必要である。

政府は従来行なっている受胎調節運動を単なる母性保護の立場からのみでなく、総合的人口政策の一環としての家族計画の立場から取り上げ、出産制限を希望するものに対してはことごとく適正なる手段と便宜とを与える、またこれが普及を困難ならしめている一切の障壁と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置することが必要である。

最近大なる流行をみている人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率が甚だ高く、従つて調節の目的を達するためには度々これを繰返す必要があり、その結果は母体に対して好ましからざる影響を与えるがゆえに政府は現下の人工妊娠中絶の流行をそのままに放置せず、急き適正なる処置と方策とが必要である。

およそ家族計画の普及徹底を図るに當つては、これに伴つて起る人口の優生学的資質の動向に対して万全の注意を払う必要がある。

##### 措置

以上の決議の趣旨を実現するために政府が採るべき特に主要なる措置を列記すれば概ね以下の如くである。

1. 総合的人口政策に基く家族計画推進のために政府は責任をもつてこれを担当する部局を設置するとともに、これが指導組織を確立し民間諸団体の積極的協力を促す措置を講ずること。
2. 家族計画の普及徹底を図るため、受胎調節実地指導員の活動に対する保障を除出し、その積極的な活動を促すよう措置すること。
3. 家族計画を広く国民各層に普及せしめるため、健康保険その他の社会保険等において、受胎調節手